

議案第 1 4 号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、損害補償に係る扶養親族加算額について所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年羽曳野市条例第439号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた羽曳野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。)若しくは第 29 条第 5 項(同法第 30 条の 2 及び第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項(同条第 3 項(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。))が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべきものに対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第 3 条・第 4 条 省略 (補償基礎額)</p> <p>第 5 条 1・2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項(同法第 36 条において準用する場合を含む。))若しくは第 29 条第 5 項(同法第 30 条の 2 及び第 36 条において準用する場合を含む。))の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。))又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。))若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項(同条第 3 項(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。))が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。))に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべきものに対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>第 3 条・第 4 条 省略 (補償基礎額)</p> <p>第 5 条 1・2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作</p>

業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 333 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 省略

4 省略

以下省略

業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 333 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がない場合には、そのうち 1 人については 333 円)を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 省略

4 省略

以下省略